

最終改正:

改正内容:令和5年4月1日規程第357号 [令和5年4月1日]

○学校法人立正大学学園危機管理規程

令和5年4月1日規程第357号

学校法人立正大学学園危機管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人立正大学学園（以下「本学園」という。）の運営において発生が予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制および基本的な対処方法等に関し、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本学園の学生、生徒、教職員（以下「学生等」という）に対して適用する。

（本規程の位置づけ）

第3条 本規程は、学園の危機管理に関する各種規約類の中で、最上位規程として位置付ける。なお、本規程の下位文書として位置付ける危機管理マニュアル等により危機種別毎の具体的な対応要領が定められている場合は、それに従って対応する。

（基本方針）

第4条 本学園における危機管理の方針は以下のとおりとする。

- （1）学生等の生命・身体の安全を最大限確保する。
- （2）本学園およびステークホルダーの損失を最小化する。
- （3）危機を迅速に把握し、適時・適切な情報発信を行い被害の拡大を防ぐ。
- （4）地域との連携および協同により、地域の安全に寄与する。
- （5）学生、生徒の教育環境および教職員の就業環境を可能な限り継続および保持する。
- （6）研究活動の継続および研究資産を保全する。

（定義）

第5条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号の定めるところによる。

（1）危機事象

学生等の生命および安全を脅かす事態ならびに本学園および各学校の教育・研究活動や社会的評価に重大な影響を与えるまたは与える可能性のある事象をいう。

（2）危機管理

危機管理の対象とする事象の原因と状況を把握、予知または分析し、その事象によってもたらされる事態を想定するとともに、被害や影響を回避または軽減し、最小限に抑制するための適切な対処を行うことをいう。

（危機管理最高責任者）

第6条 本学園における危機管理の最高責任者（危機管理最高責任者）は、理事長とする。

2 理事長は本学園における危機管理を総括し、その徹底に努めなければならない。

3 理事長は、法規範、内部規範、倫理・社会的規範に従い、本学園に係る危機事象により学生等が被害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

4 理事長不在の場合は、副理事長が職務の代理をする。

（危機管理責任者）

第7条 危機管理責任者は次の者をもって充てる。

- （1）学長
- （2）校長
- （3）事務局長

2 危機管理責任者は、危機管理最高責任者と連携を図りつつ、危機管理の徹底に努めなければならない。

3 危機管理責任者は、重大な支障を来す危機事象が発生したとき、または危機事象が発生するおそれがあると判断した場合には、その内容、具体的対応案等を危機管理最高責任者に報告しなければならない。

4 危機管理責任者は、危機管理にあたり、学生等に対して必要な情報提供等に努めなければならない。

5 危機管理責任者が不在の場合には、あらかじめ危機管理責任者より指名された者が、この規程に基づき、危機管理の業務を遂行する。

（危機事象の通報）

第8条 本学園の学生等は、第5条に定める危機事象が発生または発生するおそれがあることを発見したときには、直ちに危機管理責任者に通報しなければならない。

第2章 危機対策本部

（危機対策本部の設置要請）

第9条 危機管理責任者は、危機事象が本学園に極めて多大な影響・損失を与えるまたは与えるおそれがあるものと判断した場合は、直ちに危機対策本部（以下「対策本部」という。）の設置を危機管理最高責任者に要請しなければならない。

（危機対策本部の設置）

第10条 危機管理最高責任者は、前条に規定する危機管理責任者からの要請を踏まえ、設置が必要と判断した場合は、対策本部を設置する。

(危機対策本部長)

第11条 危機管理最高責任者は、対策本部の本部長を務める。本部長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。なお、副理事長が事故あるときは、別に定めた順に職務を代行する。

2 本部長は、対策本部の業務を統括する。

3 本部長は、危機事象への対処により、対策本部の役割を完了したと判断したときは、対策本部を解散する。

4 本部長は、緊急時には何時でも対策本部を招集することができる。

(危機対策本部の構成)

第12条 対策本部は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 本部長

(2) 常任理事

(3) その他本部長が認めた者

2 対策本部に本部長を補佐するものとして副本部長を置き、前項第2号および第3号の危機対策本部の構成員から本部長の指名する者をもって充てる。

3 対策本部に関する事務を処理するため、副本部長が関係部局から指名する者を参画させることができる。

4 本部長は、関係部局の責任者または専門的な知識を有する者を対策本部に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(危機対策本部の任務)

第13条 危機対策本部の役割は、以下のとおりとする。

(1) 危機発生時の対応のための情報の収集、分析および対応策の検討

(2) 対応策の決定および実施

(3) 学生等に対する適切な情報提供

(4) 関係部局、関係機関等との連携

(5) 報道機関への情報提供

(6) 当該危機事象への再発防止策の検討および危機管理最高責任者への報告

(7) その他危機管理に係る必要な事項

(危機対策本部の権限)

第14条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 本学園に所属する学生等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、本学園内の他の規約類等において個別の危機事象に関する業務を行う組織が定められている場合は、当該他の規約類等に従うものとする。

第3章 危機対策部会

(危機対策部会の設置)

第15条 危機管理責任者は、危機事象が本学園に多大な影響・損失を与えるまたは与えるおそれがあるものと判断した場合は、直ちに危機対策部会を設置するとともに、危機管理最高責任者に報告しなければならない。

(危機対策部会長)

第16条 危機管理責任者は、危機対策部会の危機対策部会長を務める。危機対策部会長に事故あるときは、危機管理最高責任者が指名する者がその職務を代行する。

2 危機対策部会長は、危機対策部会の業務を統括する。

3 危機対策部会長は、危機事象への対処により、危機対策部会の役割を完了したと判断したときは、危機対策部会を解散する。

4 危機対策部会長は、緊急時には何時でも危機対策部会を招集することができる。

(危機対策部会の構成)

第17条 危機対策部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 危機対策部会長

(2) その他危機対策部会長が認めた者

2 危機対策部会に危機対策部会長を補佐するものとして副部会長を置き、前項第2号の危機対策部会の構成員から危機対策部会長の指名する者をもって充てる。

3 危機対策部会に関する事務を処理するため、副部会長が関係部局から指名する者を参画させることができる。

4 危機対策部会長は、関係部局の責任者または専門的な知識を有する者を危機対策部会に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(危機対策部会の任務)

第18条 危機対策部会の役割は、以下のとおりとする。

(1) 危機発生時の対応のための情報の収集、分析および対応策の検討

(2) 対応策の決定および実施

(3) 学生等に対する適切な情報提供

(4) 関係部局、関係機関等との連携

(5) 当該危機事象への再発防止策の検討および危機管理最高責任者への報告

(6) その他危機管理に係る必要な事項

(危機対策部会の権限)

第19条 危機対策部会は、危機対策部会長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 本学園に所属する学生等は、危機対策部会の指示に従わなければならない。

3 危機対策部会は、本学園内の他の規約類等において個別の危機事象に関する業務を行う組織が定められている場合は、当該他の規約類等に従うものとする。

第4章 雑則

(事務)

第20条 本規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成21年4月1日制定施行の立正大学学園危機管理規程(規程第245号)、平成30年9月26日制定施行の危機管理ガイドラインおよび危機管理マニュアルの更新に関する申し合わせ(内規第403号)は廃止する。
